

Title	理念型の再解釈
Sub Title	Eine Reinterpretation des Idealtypus
Author	森川, 剛光(Morikawa, Takemitsu)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2000
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.93, No.1 (2000. 4) ,p.189- 217
JaLC DOI	10.14991/001.20000401-0189
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20000401-0189

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

理念型の再解釈⁽¹⁾

森川 剛 光

1. はじめに

本稿はマックス・ヴェーバーの理念型の論理的特性を明瞭にし、その射程を明らかにする試みである。理念型概念は長らく、ヴェーバーの科学論・方法論における最も重要な寄与とみなされながらも、同時にその不明瞭さと多義性が繰り返し批判されてきた。このような——私見では——不当な解釈はシェルティングから始まり、今日の分析哲学の側からの批判まで続いている。これに対し⁽²⁾て、ヴェーバーは理念型を統一的にかつ首尾一貫して構想したのであり、その潜在的な射程はまだ汲み尽くされていないというテーゼを示したい。

-
- (1) 本稿は1998年12月にカッセル大学 (Universität Gesamthochschule Kassel) のヴァイス (Johannes Weiß) 教授の主催するコロキウム Colloquium socio-philosophicum においてなされた筆者の報告 »Eine Reinterpretation des Idealtypus« (理念型の再解釈) の報告原稿を日本語にし、加筆修正を加えたものである。理論史的背景については、同大学において筆者が1998/99年冬学期に行ったゼミナール »Der Weg zum Idealtypus« (理念型への道) において取り扱った。これについても機会があれば日本語で発表したいと考えている。本稿が難解であるとすれば、それは内容の問題は別にしても、一度ドイツ語で書かれたものを日本語になおしたという成立事情に一因があると思われる。読者の方々にはご容赦とご寛恕を乞い願いたい。なお本稿作成にあたって、コロキウム参加メンバーと本誌レフリー及び犬飼裕一氏と南山大学の鈴木宗徳氏から貴重な助言と御批判を頂いた。この場を借りて謝意を表したい。なお本稿における誤りは全て筆者の責任である。
- (2) Schelting, A. v.: Die logische Theorie der historischen Kulturwissenschaft von Max Weber und im besonderen sein Begriff des Idealtypus, in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd. 49, 1922, 701ff. (石坂巖訳『ヴェーバー社会科学の方法論』れんが書房新社, 1977年, 149頁以下); ders.: *Max Webers Wissenschaftslehre*, Tübingen 1934, S.73, 191ff., 328ff., 354. Henrich, D.: *Die Einheit der Wissenschaftslehre Max Webers*, Tübingen 1952, S.96. も見よ。分析哲学系の議論としては例えば, Schmid, M.: *Idealisierung und Idealtyp. Zur Logik der Typenbildung bei Max Weber*, in: Wagner, G. und H. Zipprian, Hrsg., *Max Webers Wissenschaftslehre*, Ffm 1994, S.415-444. 等を参照。

2. 法則科学と現実科学

まず、ヴェーバーの科学論・方法論における批判対象を述べることによって、理念型論における彼の意図を明確にすることから始めよう。『学問論集』⁽³⁾においてヴェーバーは再三再四、自然主義的一元論を批判している。それは学問の目標、方法、概念構成において、法則科学の普遍妥当性を掲げるものである。ヴェーバーはこの立場を以下のように叙述している。

「この後者 [=歴史学派の代表者達] は、即ち、幾度も明示的ないしは暗黙裡に以下の見解に固執するのである。即ち、あらゆる科学の最終目標、目的は、その素材を概念の一体系へと整序することであり、いつの日か「完成した」、それ故演繹的な学問がそれらの作業から成立するまで、その内容を経験的規則性の観察、仮説の形成とその検証により獲得し、ゆっくりと完成させねばならない。現在の歴史的帰納的な作業は、この目的のための、我々の学科の不完全さから生じた準備作業なのだ、と。この考察の立場からは必然的に鋭い概念の形成と使用より憂慮すべきことはないはずである。鋭い概念の形成と使用は遠い将来の目標を早急に先取りすることを目指すことになるに違いないからである」⁽⁴⁾。

ヴェーバーによればこの自然主義的偏見はまずロッシャーとシュモラーにおいて、即ち、新旧歴史学派経済学の代表者⁽⁵⁾においてみられ、さらには「多くの現代の社会学者」⁽⁶⁾においても見られる。上述の引用においては自然主義的な法則科学が学問の目標と方法の点から規定されていた。繰り返し

(3) Weber, M., *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 3. Aufl. hrsg. von J. Winkelmann, Tübingen 1968. (以下 WL と略す。略号のあとの数字は原則としてページ数。邦訳文献は以下のように略し、対応頁を示した。また引用する場合、訳文は適宜直しており、訳書とは必ずしも一致はしない。『ロッシャー』=松井秀親訳『ロッシャーとクニース』未来社, 1988年; 『客観性』=富永祐治・立野保男訳・折原浩補訳『社会科学と社会政策に関わる認識の「客観性」』岩波文庫, 1998年; 『マイヤー』=森岡弘通訳「文化科学の論理学の領域における批判的研究」『歴史は科学か』みすず書房, 1965年; 『シュタムラー』=「R・シュタムラーにおける唯物史観の「克服」」『ウェーバー 宗教・社会論集』世界の思想 II-7, 河出書房, 1968年; 『カテゴリー』=海老原明夫・中野敏男訳『理解社会学のカテゴリー』未来社, 1990年; 『職学』=尾高邦雄訳『職業としての学問』岩波文庫, 1936年; 『根本概念』=清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波文庫, 1972年) なお、引用下線部は原文はゲシュペルト体。[] 内の語句は筆者による補足。

(4) WL, 208 (『客観性』147-8頁)。WL, 13, 171-2, 184 (『ロッシャー』28-9頁, 『客観性』74-76及び100頁) も見よ。Rickert, H.: *Die Grenzen der naturwissenschaftlichen Begriffsbildung*, 3. u. 4. Auflage, Tübingen 1921, S. 82. も参照。自然科学においては法則に包摂する以外の説明はない。

(5) ロッシャーについては WL, 8, 17, 30 (『ロッシャー』20, 39, 64頁)。シュモラーについては WL, 13-14. Anm.1 (『ロッシャー』32頁注23)。

になるが、それによれば、学問一般の目的は類概念ないしは法則概念の一体系を形成することに尽きるのであり、しかも、できるだけ包括的かつ穴のないものにして、そこへと経験的素材を包摂し、分類するものとされる。そのためには、観察、仮説の形成、検証といった手続きの繰り返しが要請される。従って、理論形成及び概念形成は、原則的に観察に基づくことになり、事実の観察へと還元されることになる。その際演繹と帰納の関係は以下のように把握された。即ち、歴史的、従って帰納的な研究は類概念・法則概念の完全な体系に到達するのに必然的な準備作業をなすが、完成したあらゆる学問は演繹的である。即ち過去のあらゆる事象が演繹的に説明できるのみならず、未来のそれも初期条件と法則の連言から予測できる、⁽⁸⁾と。またその際には、本質的なものの意味で知るに値するものは、明示的あるいは暗黙裡に、類的なもの、規則ないしは法則的なものと同一視される。従って、「経験的にのみ与えられている個別ケース」に対する学問的な関心は、「それを類概念に範例として包摂するや否や」消滅することになる。⁽⁹⁾

このような法則科学に対して、マックス・ヴェーバーは社会科学を現実科学として特徴付け、その目標を次のように描いている。

「我々の営まんとする社会科学は一つの現実科学である。我々は我々が投げ入れられている我々の周囲の生の現実を、その個性において理解せんとするものである。一方ではその今日の形姿の個別現象における連関と文化意義を、他方ではその歴史的にかくなり他とならなかった諸根拠を」。⁽¹⁰⁾

この「現実科学」という概念をヴェーバーが最初に導入したのは、「ロッシェー」論文の冒頭においてであり、そこで彼は、リッケルトの論述を要約することによって、現実科学は法則科学と異なり、以下のような「現実の構成要素」の認識を目指すものとした。即ち、「我々にとってその個性的な特色において in ihrer individuellen Eigenart, またそれ故に本質的である [構成要素]」を⁽¹¹⁾である。

(6) WL, 11 (『ロッシェー』27頁)。著作の内容とシュモラーへの影響を鑑みれば、ここに J. S. ミルも数え入れることができるかもしれない。Rickert (1921), S.392-3. も参照せよ。またヴェーバーの時代ではないが、1950年代から80年代までの社会科学はこのような考えのもとにあったといってもよい。法則科学としての社会科学という理解を哲学的に代表するのは、ハンス・アルバートである。この点については Kruse, V.: »Geschichts- und Sozialphilosophie« oder »Wirklichkeitswissenschaft«?, Ffm, 1999, S.58.

(7) 歴史的な研究を帰納的研究と同一視するような見解は、例えばミルの論理学に見られる。

(8) Schmoller, G.: Zur Methodologie der Staats- und Sozialwissenschaften, in: *Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, N. F. Jg.7, 1883, S. 241-2 (吉田昇三訳「国家科学・社会科学の方法論のために」(抄訳) 278-9頁。メンガー『経済学の方法』日本経済評論社、1986年所収)。

(9) WL, 5 (『ロッシェー』15頁)。

「[現実科学の] 作業領域は、本質的なもの、即ち諸現象において我々にとって知るに値するものが、一つの類概念への包摂によって尽きるのではなく、具体的な現実それ自体に die konkrete Wirklichkeit als solche 我々が関心を持つところにおいて与えられる⁽¹²⁾」。

この場合、概念はヴェーバーによれば、「我々が「特徴的である」と判断するメルクマールの選択と合一により」、ますます大きな内包と小さな外延をもつ。別の言葉でいえば、概念は我々の科学的論理的操作によりますます個性的な現実に近づくのである⁽¹³⁾。このような概念をヴェーバーは、「歴史的個体 das historische Individuum」と呼んだ。歴史的個体は「価値関係」により形成される⁽¹⁴⁾。

ヴェーバーはまた、類的なものないしは法則的なものの認識を学問の唯一の可能な目的とする自然主義的一元論を批判して次のようにいう。

(10) WL, 170-1 (『客観性』73頁)。Rickert (1921), S.395, 402. 及び Gottl-Ottlilienfeld, Fr. v., *Wirtschaft als Leben*, Jena 1925, S.415-6. も見よ。なおヴェーバーは現実科学を文化科学ともいいかえている。WL, 175, 180 (『客観性』82, 93頁)。ヴェーバーによれば、社会科学もまた文化科学に属する。WL, 165 (『客観性』63頁)。

この歴史的にかくなり他とならなかった諸根拠への問いは、ライプニッツがかつて神の善意志で答え、後にロツツェが経験科学ではなく、哲学の課題として価値哲学的に答えようとした問いである。この問いは次のようにも書き換えられる。即ち、諸々の可能な世界の中から何故よりによってこの世界が実現したのか、という問いである。Schnädelbach, H.: *Philosophie in Deutschland. 1831-1933*, Frankfurt 1983, S.207. を見よ。ヴェーバーもまた、諸々の可能性に対して、具体的に規定された経過の一つが現実に生じると考えている。WL, 117 Anm 2 (『ロツシャー』240-41頁)。この点については弟のアルフレートも同意見である。Weber, A.: *Abschied von der bisherigen Geschichte. Überwindung des Nihilismus?*, Hamburg 1946, S.15.

(11) WL, 5 (『ロツシャー』15-16頁)。

(12) WL, 6 (『ロツシャー』16頁)。

(13) WL, 5 (『ロツシャー』16頁)。

(14) この法則科学に論理的に対立するものとしての現実科学という見解をヴェーバーは例えば、「客観性論文」以降に書かれた「マイヤー」論文においても保持している。WL, 237-8 (『マイヤー』134-5頁)。従って現実科学を端的に経験科学 empirische Wissenschaft と同一視し、規範学と対立したものとする解釈は誤りであろう。折原浩「解説」『客観性』228-9頁参照。筆者の論拠が折原の現実科学理解への反駁として不十分だと考える読者は以下の文献を見られたし。Kruse (1999), S.27-35. とりわけ S.50-51. またバーガーは現実科学 Wirklichkeitswissenschaft を science of concrete reality と英訳しているが、適切な訳語であるとはあまり思われない。彼の現実科学概念の理解の問題はひとまずおくにしても。Burger, Th.: *Max Weber's Theory of Concept Formation*, expanded edition, Durham 1987, pp.42-43.

「一般的なものの認識 Die Erkenntnis des Generellen は文化科学においては我々にとって決してそれ自体で価値あるものではない。

これまで論述したことの結果としてもたらされることは、文化的諸事象の以下の意味での「客観的な」取り扱いは無意味だということである。即ち、学問的作業の理想的目的として、経験的なもの des Empirischen を「諸法則」に還元しなければならないという意味においてである⁽¹⁵⁾。

というのは、法則及び法則の連言は、抽象的かつ普遍的になればなるほど、従って概念の外延が大きくなればなるほど、個性的な現実からは遠ざかり⁽¹⁶⁾、個性的に形態化された布置連関、即ち、「歴史のかくなり他とならなかった諸根拠」を説明できないからである。なぜならば、一般法則によっては個性的に形態化された布置連関は他の先行する個性的な布置連関に還元することができるのみであり、もし法則によってのみ、我々をとりまく現実の個性の説明を企てるならば、結局は無限遡行に陥るのみでだからである⁽¹⁷⁾。そしてその無限遡行を断ち切るためにロツシャーが（しかも「認識根拠」としてではなく「实在根拠」として）持ち出すのが個性的で、しかも同時に普遍的な「民族精神」であり、クニースが持ち出すのが「個人的人格」なのである。「ロツシャー」論文ではとりわけ明瞭なのであるが、ロツシャーは法則科学的認識目標と現実科学的認識目標を区別しないために流出論理に陥ることになる。別の言葉で言えば、「民族精神」（あるいは現代風に「国民性」や「集合心性」と言い換えてもよい）を持ち出して個性的な諸文化現象を説明することも、「人格」（あるいは現代風に「行為の傾向性」と言い換えてもよい）を持ち出して、個人の行為を説明することも、トートロジー以外のなにものでもなく、全く説明にはなっていないということである。「彼は何故あんなことをしたのだろう」という問いに、「それは彼が親切だからだよ」と答える、あるいは「日本人は何故あんなに仕事熱心なのだろう」という問いに、「それは日本人の国民性だよ」と答える。このような受け答えは日常会話レベルでは通用しても、とても科学的な——あるいはもっと限定していえば「現実科学的な」——説明とはいえない。というのは現実科学にとっては現実とは与えられたもの das Gegebene ではなく、課せられたもの das Aufgegebene であり、出発点ではなくゴールだからである。別の言い方をすれば、「民族精神」（あるいは現代風に「国民性」や「集合心性」と言い換えてもよい）や「人格」や「個性」（あるいは現代風に「行為の傾向性」と言い換えてもよい）

(15) WL, 180 (『客観性』91-2頁). WL, 15 (『ロツシャー』33-4頁). も見よ。

(16) WL, 179-80 (『客観性』91頁).

(17) WL, 170-1, 172 (『客観性』73-7頁). WL, 19, 257, 509 (『ロツシャー』42頁, 『マイヤー』163頁, 『価値自由』43頁). も参照。この点において彼はカントとも一致している。「実際いかなる人間理性も（また質の点では我々の理性に類似しているにせよ、程度の点で著しく優れているいかなる有限の理性といえども）、単なる機械的原因からは、一茎草の産出をすら望み得ないのである」(Kant, I.: *Kritik der Urteilskraft*, A 349, B 353 (篠田訳『判断力批判』下, 98頁, 岩波文庫).).

は現実科学においては説明項ではなく、被説明項なのである。この現実科学という問題設定、そしてそれが何を目指しているのかということはすでに見たヴェーバーの『学問論集』170ページから171ページの引用において、明瞭に見て取れる。この現実科学という問題設定への無理解とその結果の説明項と被説明項の取り違えがロッシェンとクニースに共通する論理的弱点であり、その問題が「ロッシェンとクニース」という論文の統一的主題をなしている。⁽¹⁸⁾

確かにヴェーバーは法則科学を全面的に退けてはいない。しかし、彼の著作を注意深く読むならば、この法則科学と現実科学という論理的な対立に直面して、ヴェーバーははっきりと後者に対して肩入れしているのである。我々が理念型論を問題にするならば、この彼の党派的な立場を顧慮しなければならない。なぜならば、理念型は現実科学的な認識目標とわかちがたく結びついているからである。⁽¹⁹⁾

3. 類概念と理念型

さて、法則科学的認識目標を退けたならば、今や学問の方法を問題にしなければならない。つまり、法則科学的な目標を退け、現実科学的なそれを指定することにより、直ちに以下の問いが生じ

(18) ヘニスはヴェーバーはクニースを批判する必要はなかったと述べているが、それは彼がヴェーバーの問題設定を十分な論理的な深さで捉えきっていないことを示している (Hennis, W.: *Max Webers Fragestellung. Studien zur Biographie des Werks*, Tübingen 1987, S.159-166 (雀部幸隆他訳『マックス・ヴェーバーの問題設定』恒星社厚生閣, 1991年, 188-196頁).)。「クニース」論文におけるクニースに対する直接の批判は結局書かれずに終わったのでここでは推測するしかない。しかしヴェーバーにとってはクニースが個人の行為をその人格から心理学的に説明しようとする限り、ヴェーバーはクニースを批判の俎上に載せる必要があったのである。ヴェーバーの次の文章はそのことを示唆している。「[「人格性」の形而上学的統一、それに我々は後にクニースにおいて再び出会うであろうし、その流出物がその行為なのであるが、(後略)] (WL, 21. (『ロッシェン』45頁))。現在の「クニース」論文の主内容をなしているのは、ヴェーバーがクニース流の行為の説明に対する代案となるべき「合理的理解による説明」を明らかにしようとした部分である。向井守『マックス・ヴェーバーの科学論』ミネルヴァ書房, 1997年, 291-293頁参照。

(19) Tenbruck, F.: *Das Werk Max Webers: Methodologie und Sozialwissenschaften*, in: *Kölnerzeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, Jg. 38/ 1. Heft, 1986, S. 15 (住谷・小林・山田訳『マックス・ヴェーバーの業績』未来社, 1997年, 182-4頁)。

いうまでもなく西南学派の新カント派及びヴェーバーにおける学問の分類の特徴は、自然-精神という認識対象の区別に基づくのではなく、学問の認識目的とそれに従った概念構成の相違に基づいている。従って、それは、社会の——ここで述べた意味での——「法則科学」の可能性を排除しない。しかしだからといって、ヴェーバーが晩年『経済と社会』において、社会の「法則科学」を目指したと解釈するのであれば、それは誤りであろう。この解釈が誤りであることの論拠の一つは以下の行論が示すはずである。なおヘンリッヒははっきりと理念型はただ文化科学 (=現実科学) にも適用されるといっている。Henrich (1952), S.84. WL, 190 (『客観性』110頁)。も見よ。また Kruse (1999), S.103以下及び103頁の注6も見よ。

の外延が大きくなればなるほど、ますます多くの規定が無視されるからである。

第二にこのように形成された概念は感性的な現実に対して存在論的に異質なものとして対立するのではなく、全体としての現実に対してその一部をなす。なぜならば、概念の契機は現実からとられたものだからである。別の言い方をすれば、伝統的な論理学は概念と現実の間にある非合理の裂け目 (hiatus irrationalis) を知らない。⁽²⁴⁾そして、もし概念形成が共通のメルクマールを抽出し、他の規定を度外視することにすぎないのだとするならば、この操作によって、直観的な全体をその一部が代理することになる。この一部は任意に抽出されたものではなく、全体を支配し、説明しなければならないのであるが、つまり本質的な契機でなければならないのだが、類概念を形成するための伝統的な論理学の規則は、そのための何の保証も与えない。⁽²⁵⁾

結局、法則科学に用いられている類概念は、さらには、上記の意味での抽象で形成された全ての概念は、現実科学という目標にとっては不適切であるという結論になる。⁽²⁶⁾既に前置きしたように、ヴェーバーによれば、歴史家がそれによって作業し、作業しなければならないところの概念は、「ただ理念型としてのみ鋭く一義的に規定できる」のである。⁽²⁷⁾曖昧で多義的な理念型というのは形容矛盾である。しかし、上記の意味での抽象に基づいた類概念においてはこの一義的で鋭い概念という条件を満たすことはできない。従って、今や問題は次のようになる。即ち、現実科学において如何にして一義的で鋭い概念が形成されるのか。概念は、「内包に従った何らかの一つの具体的な現象の「無前提な」叙述によっても、幾つかの具体的な諸現象に共通なものを抽象して総括することによっても」——従って、「最近種 *genus proximum*」と「種差 *differentia specifica*」の図式に基づいた伝統的な類概念形成の規則によっても——一義的に規定することはできない。⁽²⁸⁾従って、理念型形成のための規則は類概念を構成するためのそれとは異なるに違いない。理念型は更に、その目的の点からも類概念とは異なっている。

「というのは理念型的概念構成の目的は、どこでも、類的なものではなく、逆に文化現象の特性を鋭く意識にもたらずことであるからである」。⁽²⁹⁾

(24) hiatus irrationalis については例えば WL, 15, 35 (『ロッシャー』 34, 74頁)。

(25) Cassirer, E.: *Substanzbegriff und Funktionsbegriff*, Berlin 1910, Darmstadt 1994, S.5-8 (山本義隆訳『実体概念と関数概念』みすず書房, 1979年, 5-8頁)。Ders.: *Philosophie der symbolischen Formen*, erster Teil: die Sprache, Darmstadt, 1953, 1994, S.249ff. (生松敬三・木田元訳『シンボル形式の哲学』1, 岩波文庫, 1989年, 400頁以下) Sigwart, Ch.: *Logik*, Bd.1., vierte, durchgesehene Aufl., Tübingen 1911, S.333-6.

(26) WL, 4-6 (『ロッシャー』 14-16頁)。参照。

(27) WL, 193 (『客観性』 117頁)。

(28) WL, 193-4 (『客観性』 118-19頁)。; Weiß, J.: *Max Webers Grundlegung der Soziologie*, München/London/New York/Paris 1975, 1992, S.78-9.

確かにヴェーバーは理念的類概念ないしは類的理念型の可能性を否定しては⁽³⁰⁾いない。それどころか、彼は以下のようにさえいっている。

「しかしもちろん、我々が歴史的叙述ならびに具体的な歴史的な概念の構成要素とみなす類概念は、特定にそれらに概念本質的な要素の抽象と高昇によって、理念型として形成されうる。これは理念的な概念の実践的に特に頻繁で重要な適用例の一つであり、あらゆる個体的理念型は類的で理念型として形成された概念的要素⁽³¹⁾から構成されるのである」。

しかし、ヴェーバーは、既に見たように、類概念をその目的の点においても、構成方法の点においても、理念型に対峙させている。ヴェーバーが強調するように、抽象的に類的なもの das abstrakt Typische は抽象的に類的なもの das abstrakt Gattungsmäßige とは異なる。⁽³²⁾というのは、類概念が経験的な個別現象から何らかの共通なものを抽出することによって形成されるのに対し、⁽³³⁾類型概念 Typusbegriff は単に共通のもの、単に平均的なもの以上の何かが含まれているからである。⁽³⁴⁾類型概念には何が含まれているのであろうか。答えを先取りしていえば、そこには価値、即ち「判断内実 Urteilsgehalt」⁽³⁵⁾が含まれている。そしてそれは「判断内実」である限り、我々が肯定または否定の態度をとるところの X であり、その限りで我々の志向対象ともいえる。これについては後に論じるであろう。

(29) WL, 202 (『客観性』137頁)。WL, 245-6, 253 (『マイヤー』146, 156頁)。も参照。

(30) WL, 201-205 (『客観性』134-44頁)。

(31) WL, 201 (『客観性』135頁)。

(32) WL, 201. (『客観性』134頁) これに対して、シェルティングは類型 Typus ということ、類的なもの das Gattungsmäßige を理解している。Schelting (1934), S.340. これに対してヴィンケルマンは類型 (Typus) ということ、論理的に完全なという意味で理想像、原像 (Urbild)、模範像が理解されるべきであるとして、この類型の理解をジグヴァルトの論理学に帰している。Winckelmann, J.: *Legitimität und Legalität*, Tübingen 1952, S.13. Anm.50. 『経済と社会』の編纂問題以来信用を落としてしまったヴィンケルマンだが、少なくともこの点に限っては、シェルティングではなく、ヴィンケルマンが正しいと思われる。なお、Sigwart, Ch.: *Logik*, Bd.2, vierte, durchgesehene Aufl., Tübingen 1911, S.251. とりわけ S.471. 参照。

(33) WL, 4, 180, 193, 202 (『ロッシェン』14頁, 『客観性』91, 118, 135頁)。

(34) WL, 202 (『客観性』136頁)。

(35) 判断内実としての価値については例えば、Rickert (1921), S.405. を見よ。

4. 発生的概念としての理念型

我々の問いは今や次のようなものである。即ち、鋭い一義的な概念はいかにして形成されるか、というものである。ヴェーバーに従えば、理念型は一義的な鋭い概念であり、一義的な鋭い概念は、発生的な概念であり、発生的にのみ定義可能である⁽³⁶⁾。更に、国民経済学の「根本概念」は発生的な形式でただ理念型としてのみ展開可能なのである⁽³⁷⁾。この「発生的」、「発生的概念」、「発生的定義」とは何であろうか。これに答えるために、しばらく、ヴェーバーを少し詳しく引用してみよう。

「もし私が「セクト」の概念を発生的に、例えば「セクト精神」が現代文化に対してもっていた文化意義に関わらせて把捉しようとするならば、両者の一定のメルクマールが本質的なものとなる。なぜならば、それらはその作用への適合的な因果関係にあるからである。その概念はしかし同時に理念型的になる」⁽³⁸⁾。

「もし私がこの概念 [=交換の概念] を今やしかし、例えば「限界効用の法則」に関係付け、経済的に合理的な過程としての「経済的交換」の概念を形成するならば、この概念は、全ての論理的に

(36) 「理念型とはとりわけこの機能において、歴史的個体あるいはその個別の構成要素を発生的概念において捉える試みである」(WL, 194 (『客観性』120頁))。「発生的概念」「発生的定義」については、WL, 190-1, 202, 204, 208, 224, 243, 258 (『客観性』112-3, 136, 140, 149頁, 『マイヤー』115, 143, 165頁)も見よ。

(37) WL, 202 (『客観性』136頁)。ここで目に留めなければならないことは、「発生的」という規定はヴェーバーにおいては、歴史科学的な説明方法のみならず、理念型的概念構成一般にも関わっているということである。ヴェーバーが例えば「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の《精神》」において資本主義成立の歴史的過程を「発生的」に叙述したということは、オウが手短かに指摘しているように、よく知られており、また誤りではない(Oh, I.-J.: *Das Kausalproblem bei Max Weber und in der neueren Wissenschaftstheorie*, Ffm/Berlin/Bern/New York/Paris/Wien 1998, S.182ff.)。しかし、「国民経済学の根本概念」の様に見したところ一般概念に属するものも、同様に発生的概念であり、発生的にのみ定義できるのである。そのための彼の考察においては理念型の最も重要な契機の一つである「発生的」ということが考慮されずにとどまり、そのために理念型を単なるメルクマール・コンプレックスとしか考察できないことになる(Oh(1998), S.178ff.)。この「発生的」という契機をなおざりにしたことは、オウのみならず、これまでの多くの理念型解釈のもっとも大きな誤りの一つである。なぜならば、マックス・ヴェーバーにおけるいわゆる一般概念と個体概念の関係についての全ての誤った、誤解を招きかつ不毛な混乱はここに由来するからである。その代表例は、シェルティングであり、バーガーも同様である。ヴェーバー自身は「類型的-発生的 *typisch-genetisch*」という用語を「経験的-歴史的」という用語に対立させて使っているのにもかかわらずである。Weber, M.: *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl. hrsg. von J. Winckelmann, Tübingen 1972, S.63 (以下 WuG として引用する。)

(38) WL, 194 (『客観性』120頁)。

完全に展開された概念同様に、「交換」の「類型的な」諸条件についての一つの判断をその内部に含むことになる。その概念は発生的な性格を受け取り、同時に論理的な意味で理念的なものとなる⁽³⁹⁾」。

ヴェーバーは別の箇所では交換概念の形成過程を以下のように叙述している。

「我々は以下のように問うことができる。即ち、いかなる思惟上の結論が、「我々」——観察者——がこの種の具体的な事象の一つに帰属させる「意味」において見出されうるか、あるいは如何にこの「意味」はより包括的な「有意味な」思惟体系に組み込まれるのかを問うことができる。……(中略)……。我々つまり、特定の種類の事象はある一定の、個々には明確に考え抜かれておらず、不明瞭に浮かんでいる「意味」と表象的に結びついて事実上現れるという経験的な事実から出発して、しかし次に経験的なものの領域を去り、次のように問うのである。即ち、如何に当事者の行為の「意味」を、内部に矛盾を含まない一つの思惟形象が発生するように、思惟上構成できるか、と問うのである。我々は「意味」の「教義学」を営むわけである⁽⁴⁰⁾」。

上記三つに引用から我々が第一に推論できることは、発生的に定義された概念、即ち理念型は「意味」に関係づけられているということである⁽⁴¹⁾。つまり、第一の引用では文化意義に、第二の引用では「限界効用の法則」に、第三の引用ではもっと一般的に行為の「個々には明確に考え抜かれておらず、不明瞭に浮かんでいる意味」と関係づけられているのである。第二に、意味へと関係づけられていることが意味するのは、第二の引用が示すように、理念型においては平均的なものないしは共通のもの以上の何か、つまり判断が含まれているということである。というのは、価値ないし意味とは志向対象としての判断内実 Urteilsgehalt 以外の何者でもないからである。つまり我々が、我々の行為により現実化するか克服するに値するとみなし、その実現または克服を目指すところの

(39) WL, 202 (『客観性』135-36頁)。

(40) WL, 333-4 (『シユタムラー』42-3頁)。

(41) ヘンリッヒは、マックス・ヴェーバーは意味 (Sinn)、意義 (Bedeutung)、価値 (Wert) という述語を大抵同一に使っているといっている。Henrich (1952), S.76. 筆者も本稿においては価値と意味をおおむね同一に用いている。

ついでにヴェーバーにおける価値(ないしは意味)の概念について簡潔に述べておく。価値はまずすでに述べたように我々の判断内実であり、その限り志向対象である。第二に価値は感性的存在者ではなく、非感性的存在者である。第三に価値は志向主体に対して一定の地平を形作る。この地平のことをヴェーバーは連関と呼んでいる。認識や行為はこの地平の内部においてのみ成り立つ。その意味でこの地平の内部においては価値は「普遍者」として振る舞う。そして価値は未分化の体験をこの地平へと組み入れることにより「形式」を与え、認識可能にする。このように形式的にスケッチするならば、「価値」を主観的信念や個人的心情に還元することを避けることができる。

Xだからである。また、既に見たように、ヴェーバーが「経済的交換」のような一般概念にも、⁽⁴²⁾ 発生的性格を認めていることが、第二と第三の引用から洞察される。このことについては後に触れるであろう。最後に、理念型的概念構成は、第三の引用に従えば、意味の教義学である。概念形成の照準点として機能する意味を手に入れたならば、我々は経験的なものの領域を去るのであり、そして我々はその意味へと向かって推論し、内部に矛盾を含まない思惟形象、つまり理念型ないしはその複合体に到達するのである。⁽⁴³⁾ 別の言葉でいえば、規制的原理としての意味に定位しながら展開され定義される概念が理念型へと形成されるのである。ヴェーバーはこの種の論理的な推論に基づいた定義を発生的定義と呼んでいるのである。

もともと、発生的（ないしは因果的）定義は対象をその発生条件ないしは製作規則の陳述により定義するものであり、西洋哲学においては数学、とりわけ幾何学において好んで用いられてきた。⁽⁴⁴⁾ 幾何学においては、経験的对象を参照してそのメルクマールの複合体を述べるだけでは定義として不十分である。つまり円を定義するためには、経験的に存在するありとあらゆる円形のものとの共通のメルクマールを述べたところで、——それがどんなに無矛盾であろうとも——円の定義としては十分ではなく、幾何学的な「円」の概念はただその発生条件ないしは製作規則を陳述することによってのみ、定義できるのである。つまり、「円トハ、アル一点ヲ別ノアル一点カラ等距離ノママ動カスコトニヨツテ生ズル」。より複雑な概念の定義も、経験的な客体を参照することなしに、より単純な諸概念から出発して、一定の思惟規則及び製作規則に定位しながら、——つまり我々の思惟の規範に従って⁽⁴⁵⁾——発生させることによって得られる。⁽⁴⁶⁾ 数学的帰納法（完全帰納法）に基づい

(42) 類的特徴を高昇したものが類的理念型であり、発生的特徴を高昇したものが個別的理念型であるなどという謬説はこの点からも退けられることになる。このような解釈が誤っているのは、それが以下のような前提に基づいているからである。1. 現実是要素の集合から成り立っている。2. 要素のうちには共通の要素と個性的な要素がある。3. 従って、共通の要素を取り出せば一般概念が、個性的要素を取り出せば個別概念が得られる。このような論理学的前提はヴェーバーというよりも、むしろヴェーバーが批判しようとした立場に近いことは本論を参照。

(43) ヴェーバーはこれを照準点 *Richtpunkt* ではなく、攻撃点 *Angriffspunkt* と呼んでいる。WL, 246, 253 (『マイヤー』147, 156頁)。Henrich (1952), S.93. も参照せよ。

(44) *Enzyklopedie Philosophie und Wissenschaftstheorie*, Bd.1., hrsg. v. J. Mittelstraß, Mannheim/Wien/Zürich 1980, S.440.; *Philosophisches Wörterbuch*, hrsg. v. W. Brugger, 14. Aufl. Freiburg 1998, S.57.; *Philosophielexikon*, hrsg. v. A. Hügli u. P. Lübcke, vollständig überarbeitete u. erweiterte Neuausgabe, Hamburg 1997, S.132. : 更に Cassirer (1910, 1994), S.15 (邦訳13-4頁); ders. (1953, 1994), S.104, 105 (邦訳179, 181頁); ders.: *Das Erkenntnisproblem in der Philosophie und Wissenschaft der neueren Zeit*, 2. Bd., 1922, Darmstadt, 1994, S.49, 87, 127f., 191.; ders., *Leibniz' System*, Marburg 1902, S.113; ders.: *Philosophie der symbolischen Formen*. Dritter Teil *Phänomenologie der Erkenntnis*, 1954, Darmstadt 1994, S.417ff. (木田元訳『シンボル形式の哲学』四, 岩波文庫, 1997年, 148頁以下)。この連関ではバーガーではなく、ヘンリッヒが正しいように思われる。Burger (1987), pp.126-127, Henrich (1952), S.86-7. なお Lask, E.: *Fichtes Idealismus und die Geschichte*, Tübingen/Leipzig 1902, S.46. も見よ。

た証明も発生的定義の一例とみなすことができる。そこでは定義されるものの構築の規則が示されるのである。⁽⁴⁷⁾ 発生的な手続きは第一に対象の存在可能性を示し、第二にそれを思考上の混同不可能性という意味で一義的に規定する。つまり、発生的手続きは、対象を個別化する individualisieren⁽⁴⁸⁾ のである。「都市経済」、「セクト」、「経済的交換」等の諸概念は、ヴェーバーにおいては、ただそれらを（時代の）（価値）理念ないしは文化意義、もっと一般的には、行為者がそれに志向しているところの「意味」へと定位しながら、演繹的—総合的に発生ないしは産出させることによるのみ、一義的かつ鋭く定義できるのである。内部に矛盾を含まない思惟形象がその定義を手に入れるのは、ただ、行為者が意識的ないしは無意識的に定位している意味へと関係づけて発生させることに成功することによるのみである。行為と概念構成における照準点としての意味は選択の基準として機能するのみならず、統一的な、ある一つの方向を指し示す視点として機能するのであり、それによって、無定型な個別現象は統一的な思惟形象へと総合される。つまり一つの意味連関、意味の地平に受け入れられるのである。⁽⁴⁹⁾ 個別現象はそれによって経験的現実の暗闇を抜け出し、新しい生命、つまり一義的で個別的 individuell な意義を受け取る。⁽⁵⁰⁾ 従って、理念型的概念構成における普遍的なもの das Allgemeine と個別的なもの das Individuelle の関係は、類概念におけるそれとは全く異なる。なぜならば、類概念におけるそれは普遍的なものによる個別的なものの包摂で終わるのに対し⁽⁵¹⁾ —従って普遍的なものを前にして個別的なものは消え去ってしまうのに対し—、類型概念

(45) WL, 184 (『客観性』100頁)。メンガーはこの思惟の規範を「我々の思惟法則」と呼んでいる。例えば、Menger, C.: Untersuchungen über die Methode der Socialwissenschaften, und der Politischen Oekonomie insbesondere, Leipzig 1883, in: ders., *Gesammelte Werke*, Bd. 2., 2. Aufl. Tübingen 1969, S.40, 42 (福井孝治・吉田昇三訳・吉田昇三改訳『経済学の方法』日本経済評論社, 1986年, 48, 50頁)。

(46) やはり発生的構成を好んだメンガーは次のようにいっている。「精密な理論は我々にもっとも単純で、厳密に類型的 streng typisch に考えられた、(精密に把握しうる) 現象の構成的諸要素と、第一のものから複雑な現象が構築される際に従う法則を教える」(Menger (1883, 1969), S.116 (邦訳112頁)。). S.41-2, S.45 (邦訳49-50, 53頁)。も見よ。

(47) Waismann, Fr.: *Einführung in das mathematische Denken*, Wien 1947, Darmstadt 1996, S.71. Husserl, E.: *Logische Untersuchungen*, 2. Bd., Hamburg 1992, S.601ff (立松弘孝訳『論理学研究』4, みすず書房, 1976年, 88頁以下)。も見よ。

(48) Cassirer (1954, 1994), S.420 (邦訳152頁)。

(49) この総合の役割についてはヴェーバーは次のようにいう。「それ [=理念型] は一つあるいは幾つかの観点の一面的な高昇とこの高められた視点に合う、ここには多く、あそこには少なく、場合によっては全く存在していないというように、拡散して、不連続に存在している個別現象の充実をまとめることによって、それ自体統一的な思惟像とすることによって得られる。この思惟像はその概念的な純粹さにおいては現実には経験的には見いだせないものであり、それは一つのユートピアである」(WL, 191 (『客観性』113頁)。)。WL, 232 (『マイヤー』126-7頁)。も参照。しばしば誤解されている「高昇 Steigerung」の概念については、とりあえず、Rickert (1921), S.351。を見よ。

(50) Kruse (1999), S.181-192。も参照せよ。

における普遍的なものとしての価値理念は、個々の現象が個体的なものとなり、個体的なものとしてとどまるための、従って個別化のための必要な前提条件をなし、同時に個別現象を媒介し、結びつけるための媒体として機能するからである。思考上の混同不可能性という意味での独自の（歴史的）個体は普遍的なものとしての価値へと関係づけられることによって、初めて形成されるのであり、普遍的なものなしではじめから個体として存立しているわけでは全くない。⁽⁵²⁾ 普遍的なものとしての価値理念はこの関係付けにより、当該の政治的形象（例えば「フリードリヒ大王の国家」）、当該の人格（ゲーテやビスマルク）、あるいは当該の文献（マルクスの『資本論』）等の個体的で具体的で、独自の形式において体化するか作用する。

意味連関へと取り入れられたメルクマールは、照準点としての意味から我々の思惟の規則に従って推論できる限り、即ち照準点の意味に対して「意味適合的」である限り、本質的なメルクマールとなる。⁽⁵³⁾ ヴェーバーにおいては意味適合的な意味連関は常に明証性をもって解明ないしは理解可能である。だから、数学や論理学の命題は常に明証的に理解される。更に目的行為も理解可能である。

(51) Cassirer, E.: *Das Erkenntnisproblem in der Philosophie und Wissenschaft der neueren Zeit*, 4. Bd., 1957, Darmstadt, 1994, S.83 (山本・村岡訳『認識問題』4, みすず書房, 1996年, 93頁).も参照せよ。

(52) これについてヴェーバーは次のようにいっている。「現実に意義を与える価値理念への現実の関係付けることとその文化意義の観点のもとに現実的なものの、価値への関係付けによって色づけられた構成要素を取り出し、整序することは現実を分析して法則に包摂することとそれを一般概念において整序することに対して、全く異質でかけ離れた観点なのである。現実的なものを思惟的に整序するこの二つのやり方は、お互いにどんな種類の必然的な論理的な関係ももっていない」(WL, 176 (『客観性』84頁).)。

この『客観性』論文における文章には『マイヤー』論文における以下の文章が対応している。「『歴史的個体』の形成は「価値への関係付け」によって生じる、というリッケルトによって非常に明瞭に展開された思想を、大真面目で次のように理解したり、次のように「反駁」しようとしたのである。この「価値への関係付け」は「国家」、「宗教」、「芸術」等々の一般概念に包摂することと同一だ、と。そして、同様の「概念」は問題になっている「価値」であり、そして歴史がその客体を価値へと「関係付け」、それによって特定の「観点」を得るという事態は——このようにつけ加えられたのであるが——自然科学において事象が「化学的」、「物理的」等々の側面へと分類して取り扱われることと同一であるにすぎない、と」(WL, 251-2 (『マイヤー』155頁).)。

ここでは二つの普遍性の形式、即ち一般概念（ないしは類）の普遍性 (Generalität ないしは generell-allgemein) と（価値によってつくられる）連関（もしくは地平）の普遍性 (Universalität ないしは universell-allgemein) の区別が問題になっている。WL, 41, 245, 252-3 (『ロッシャー』86頁, 『マイヤー』145, 156-7頁).も見よ。この二つの普遍性の形式の区別については、とりわけ WL, 15. Anm.1 (『ロッシャー』36頁注25).に挙げられた文献を見よ。

ヴェーバーに従えば、「歴史的概念構成」は歴史的现实を「抽象的な類概念に挟み込むのではなく einzuschalten」, 「常にそして不可避免的に個性的な色彩の」発生的な連関に「組み入れる einzuliedern」ことを目指すのである (PE, 11 (邦訳88頁).)。この価値に基づいた発生的連関は、その価値とともに個性的な individuell なものだが、個々の分枝 Glieder に対しては universell なものなのである。WL, 15 (『ロッシャー』34頁).を見よ。

行為者がその妥当を是認し、行為において定位している経験的規則が観察者のそれと一致すれば一致するほど、ますます明証的なものとして行為は理解することができる⁽⁵⁴⁾。我々の思惟の規範と一定の経験的規則には、肯定される限りで価値が付着する。なぜならば、価値とは判断内実、即ち、我々が肯定または否定、是認ないしは否認し、それによって我々が一定の態度を示すところのあるものであるから。例えば、「2掛ける2は4」という命題には、我々の肯定により——より正確にいえば、その命題の出発点となる公理の承認により——価値が付着する⁽⁵⁵⁾。そして我々の思惟の規範と一定の経験的規則と照準点としての一つの意味が与えられたならば、個々の個別現象は経験的な観察とは全く独立に概念的な規定を受け取ることになる。概念形成における照準点としての一つの意味に定位し、それを——少なくとも概念形成の前提として——肯定することを「判断」と名付けるのであれば、そのようにして形成された諸概念は確かに判断を含んでいる。

個別現象を媒介し、互いに一つの思惟形象へと結びつける意味はそれらにユートピアの性格を以下の二重の意味で与える。第一に感性的なものに対して非感性的なものという意味で。第二にそれらは現実における行為する主体をぬきにしては実現され得ないし、観察者と観察者の判断から独立して経験的に見出されないという意味においてである。理念型という思惟形象はこの二重の意味で常にユートピアなのである。この理念型のユートピアの性格は、直角でも、二等辺でも鈍角でもない三角形一般の観念は表象できないという、一般観念の表象不可能性とは全く異なる。理念型のユートピア性が一般観念の表象不可能性を意味するのであれば、個体概念はユートピア性をもたないということになってしまう。そうではなくて、理念型のもつユートピアの性格とは概念のイデア性

(53) 「一つの連関して経過する行動が以下の程度の限り「意味適合的」と称する。即ち、その構成要素の連関が、我々によって、平均的な思惟及び感情の習慣に従って類型的な（我々が「正しい」と呼び慣わしている）意味連関として肯定される程度の限りのことである」（WuG, 5（『根本概念』19-20頁）。この「肯定される bejahen」という表現には注意されたい。というのは、肯定されたものには「価値」が付着するからである。この意味で適合的なのは、ヴェーバーによれば、「我々によく知られた計算及び思惟の規範に従った計算の例題の正しい解法である」（同）。社会学的概念の一義性は「可能な限り最高度の意味適合性によって到達されうる」（WuG, 10（『根本概念』32頁）。Weiß (1992), S.68.も参照せよ。

(54) WuG, 2（『根本概念』10-11頁）。数学の定理の直観的な明証性についてはWL, 109（『ロッシェー』224頁）。を見よ。理念型は意味適合的に構成される限り最高度の明証性をもつ。WL, 116-7（『ロッシェー』238-9頁）。及びWuG, 10（『根本概念』32頁）。を見よ。理解的に解明されたものの明証性は、論理的な面では単に思惟可能性を、事象的な面では単に「解明的に」把捉できる諸連関の「客観的可能性」を前提として己のうちに含んでいるにすぎない。しかし、この明証性には、一般概念の形成が問題となるならば、「理念型的思惟形象」の意義が帰属する（WL, 115（『ロッシェー』234-5頁）。。「解明」とは文化価値の観点の下での「歴史的個体」の形成 Formung を意味する（WL, 122（『ロッシェー』250頁）。）。

(55) WL, 104（『ロッシェー』212頁）。を参照。価値ないしは「妥当」範疇の形成化機能についてはWL, 104-5（『ロッシェー』212-3頁）。を見よ。

(56) 例えば「都市経済」の概念は観察された都市経済の平均ではない。WL, 191（『客観性』113頁）。

Idealität, 従って、現実と——厳密に言えば概念一般ではなく、理念的に構成された——概念の間にある合理性の落差 *hiatus irrationalis* に基づくものなのである。それに対して伝統的な論理学の規則に従って構成された類概念は、存在論的に、つまり存在者としての質の点で、経験的な現実に対して異質なものとして対立するものではない。言い換えれば伝統的な論理学は現実と概念の間にある合理性の落差 *hiatus irrationalis* を知らない。伝統的な論理学においては概念は現実の一部をなすのであり、その意味における抽象をいくら繰り返しても、概念は決して理念型の場合のようなユートピアの性格を帯びない。⁽⁵⁷⁾ というのは、理念型がユートピアなのは、それが抽象的だからではなく、それが意味ないしは価値に関係づけられているからである。⁽⁵⁸⁾ だから理念型は経験によっては検証も反証もできないし、ヴェーバーは、法則科学的な概念と現実科学的な概念としての理念型の相違を以下のように特徴づけるのである。

「一つの仮説的な「自然法則」は、それが一例においてもテストに決定的に合格しないのであれば、仮説としては永遠に崩れてしまう。国民経済学の理念的構成はそれに対して——正しく理解すれば——決して一般的に妥当することを要求しない。「自然法則」はその意義を失うまいとすれば、この要求を掲げねばならないのであるが。——いわゆる「経験的」法則は結局のところ、問題のある因果的解明を伴った一つの経験的に妥当する規則なのであるが、合理的行為の目的論的図式は問題のある経験的妥当を伴った一つの解明なのである。⁽⁵⁹⁾ つまり、両者は論理的に正反対なのである」。

補論：発生的方法と方法論的個人主義の含意

周知のように限界効用理論は「財の希少性」という状況を前提とし、行為者をこの「財の希少性」に——そしてもっぱらそれのみに——定位させ、合理的に行為させることにより、より複合的な形象、連関や規則性を発生させることにより定義する。ここでは価値理念ないしは文化意義ないしは行為者が定位する意味となるのは、「財の希少性」であり、それは経験的には普遍妥当的でなくとも（即ち真でなくとも）かまわない。立ち入った議論は行わないが、これに従えば、「経済的交換」の概念は「複数のともに「財の希少性」のみに定位して行為する行為者間に成立する財の交換」とでも定義できるかもしれない（もちろん「財の希少性」に定位する行為者が、何故それにより交

(57) 伝統的意味での抽象とは異なる理念的抽象 (*idealisierte Abstraktion*) については、Husserl (1992), S.225-6, 690 (立松弘孝・松井良和・赤松宏訳『論理学研究』2, みすず書房, 1970年, 243-4頁及び邦訳『論理学研究』4, 187頁). なお, Cassirer, E.: *Zur Logik der Kulturwissenschaften*, Darmstadt 1994, S.72 (中村正雄訳『人文科学の論理』創文社, 96頁). も参照せよ。

(58) 理念型のもつユートピアの性格については WL, 190-193, 534-535 (『客観性』111-17頁, 『価値自由』94頁) .。

(59) WL, 131 (『ロッシェー』265頁). Cassirer (1994), S.72 (邦訳96頁). におけるブルクハルトの「ルネサンス的人間」の概念を例にした経験的研究と概念の関係についての例も見よ。

換へと動機づけられるかをこの定義は含むべきなのであるが⁽⁶⁰⁾。

合理的な行為とは与えられた状況への適応なので、その意味で、ある状況が与えられれば（例えば限界効用理論の場合は今見たように「財の希少性」）、様々な形象が「演繹」できるというのは全く正しい⁽⁶²⁾。ただしこの「演繹」というのは誤解を招く表現であり、三段論法の意味で、大前提としての普遍法則（の連言）と小前提としての初期条件から「演繹」できるという意味では全くない。そうではなくて、我々は与えられた状況において与えられた技術的規則を用いて可能な行為の経過を作図＝産出するのである。ここにおいてもやはり、類概念と理念型の対立で見て取れる二つの対立する普遍性の形式を見出すことができる。三段論法の意味での演繹は小前提と結論が大前提に包摂されるという類の普遍性の形式に基づいている。それに対してある状況から諸形象を合理的に発生させる場合は、状況と諸形象の関係は包摂の関係ではなく、関数的な関係に立つのであり、そこで普遍性の形式は価値＝地平の普遍性だからである。

「カテゴリー」論文や「根本概念」に即するならば、ヴェーバーにおいても発生的にのみ定義しうる社会的諸形象（資本主義・封建主義・市場・アンシュタルト・団体等々）の最低の単位をなすのは「行為」である。ただしヴェーバーにおいて問題になるのは「社会的行為（ないしは「ゲマインシャフト行為」）⁽⁶³⁾」である。社会的行為の構成要素となるのは、他者に一定の行動への期待であり、更に、

(60) このように限界効用理論を理解するならば、「ホモ・エコノミクス」という概念は不要であるばかりか有害な概念であることが分かる。なぜならば、財の希少性という状況下で合理的に行為する人間を「ホモ・エコノミクス」と言い換えることは、我々をして財の希少性という前提となる状況に無自覚にし、あたかも「ホモ・エコノミクス」の行為が無前提で合理的な行為であるかのような誤解へと導くからである。合理的な行為とは——少なくともヴェーバーにおいては——ある一定の所与の状況への適応なのであるから、無前提で合理的な行為とはありはしない。また、財の希少性という状況がなければ、「ホモ・エコノミクス」の行為は（経済的にも）非合理的なものとして現象するだろう。

既に40年以上前にテンブルックはヴェーバーをこのような限界効用理論の理解に導いた功績をゴットルに帰し、次のように述べていた。「ゴットルは従って国民経済学の諸命題に一つの新しい解釈を与えていたのである。人間がある一定の状況下で、これらの諸命題と一致するように行為することは、何らかの人間を盲目的に支配する現実の諸要素（営利衝動、利己心等々）からの帰結ではなく、状況の事象論理 Sachlogik der Situation から生じ、それ故に理解可能な、これらの人間の行為と決断そのものなのである。ホモ・エコノミクスぬきの理論的国民経済学——これにより、自然主義の最強の毒牙が取り去られたように思われたのである」（Tenbruck, F. H., *Die Genesis der Methodologie Max Webers*, in: *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, 11. Jahrgang, 1959, S.606（住谷・山田訳『マックス・ヴェーバー方法論の生成』未来社, 1985年, 80頁。下線部は原文イタリック体）。）。

(61) 例えば WL, 227. Anm.1（『マイヤー』215頁）参照。

(62) ポパーのいう状況分析の方法。Popper, K. R.: *Die Logik der Sozialwissenschaften*, in: *Der Positivismusstreit in der deutschen Soziologie*, hrsg. v. Adorno u.a. 3. Auflage, Neuwied und Berlin 1971, S.120-121（城塚他訳『社会科学の論理』河出書房新社, 1992年, 125-126頁）。

社会的行為が合理的に行われうる前提となるのは、他者も主観的に有意義に行為できるという期待である。というのは他者の一定の行動への期待がなければ、まずもって合理的な社会的行為はあり得ない。この他者の一定の行動は、さしあたっては何に基づくのか——伝統や慣習に基づくものなのかそれとも合理的な期待に基づくものなのか——は問題ではない。しかし主観的に目的合理的に行為する行為者が定位する他者もまた主観的に目的合理的に行為しようと期待した場合、二重の偶有性の問題が生じてくることになる。他者の一定の行動を当てにできなければ、合理的な社会的行為はあり得ず、しかし他者がランダムな目的のみに従うのであれば、自分の行為の結果の予測可能性（従ってここでは行為の合理性）著しく低下することになる。逆に行為者が他の行為者と了解しあい、同意し、その同意の遵守を（明示的にであれ、暗黙にであれ）彼らから期待できる場合には、自分の行為の結果の予測可能性は高まることになる。限界効用理論では「財の希少性」が問題であるように、社会的行為という概念がヴェーバーの行為論においてはすでに問題を含んでいる。理解社会学においてはこの合理的行為とそこから生じる二重の偶有性という問題状況において如何に人間行動の一定の連関や規則性、社会的秩序や社会構成体が生じてくるかが問題となる。⁽⁶⁴⁾ 経験的に見られる社会的諸秩序は他者の合理的な行為ではなく、伝統や習慣に基づいている場合もあるかもしれない。しかしそのような社会的諸秩序の経験的な根拠を示すのでは、合理的な概念構成には不十分なのである。それはちょうど幾何学において経験的な三角形や円形の物体を指し示すことにより三角形や円形概念を示そうとするようなものである。我々の目の前に展開している個性的な社会的な現実とは時間空間的に無限のものなのであるから、そのような経験的な観察は決して終わることがないし、それ故どこかで恣意的に観察を打ち切るしかなくなる。だから無限に直面した我々は概念を⁽⁶⁵⁾発生的に定義するしかない。つまり、二重の偶有性のもとで如何に合理的な行為者が秩序形成へと動機づけられるかを示すことによって、社会学のより複合的な概念は示されるはずである。無限に豊かな現実を前にして、社会学は如何にして可能かという問いは、社会は如何にして可能かという問いへと引き戻されるのである。

ところで、ここで我々の発生的定義の問題はいわゆる「方法論的個人主義」の問題とも触れ合っているので、必要な程度にそれについて触れることにする。よくいわれる方法論的個人主義の説明、

(63) 「『社会的』行為とは以下のような行為をいう。即ち、その単数または複数の行為者により思念された意味によれば、他者の行動に関係づけられ、その過程においてそれ〔他者の行動〕に定位する行為である」(WuG, 1 (『根本概念』8頁).)。「人間の行為が主観的に意味的に他の人間の行動に関係づけられている場合は、ゲマインシャフト行為」と呼ぼう」(WL, 441 (『カテゴリー』43頁).)。以下においては『根本概念』の用語法にしたがって「社会的行為」の概念と「ゲマインシャフト行為」の概念をまとめて「社会的行為」の概念で代表させることにする。

(64) WL, 427 (『カテゴリー』9頁).; WuG, 9 (『根本概念』30頁).

(65) 現実科学という問題設定はこの意味では「無限」を如何に認識するかという哲学の伝統的問題の一つの書き換えである。

即ち、より複雑な社会的・経済的諸現象を全て個人に還元するという表現や、その正当化としての、個人のみが観察または知覚可能な究極の存在であるという表現は誤解を招くものである。

まず、「全てを個人に還元する」あるいは「個人が究極の存在である」という言い方は、発生的手続きの単位となる「個人」が経験的観察から帰納と一般化によって得られたような誤解を与え⁽⁶⁶⁾る。第二に、我々の発生的手続きの単位となるのは「個人」ではなく「個人の行為」だからである。別の言い方をすれば、我々のもっとも単純な単位となるのは、生物学的意味や生理学的意味や心理学的意味での「個人」ではない。純粋に経験主義的立場をとるならば、「行為」と「行動」は区別することができない。それどころか何故細胞や分子や原子に真の存在を求めないで、「個人」が真の存在であるかを経験主義的立場は正当化することができない⁽⁶⁷⁾。そうではなくて、我々が「個人の行為」から出発するのは、「行為」が意味的現象即ち志向的体験の最低単位であるからである。他の論者はともかく、ヴェーバーにおいては「意味」概念をぬきにして「方法論的個人主義」を考へることはできない⁽⁶⁸⁾。即ち、「個人の行為」は生物学的意味や、生理学的な意味や心理学的な意味ではなく、志向性の担い手として——そしてその限りで——問題となるのである。だから我々は「個人の行動」を問題にはしないで「個人の行為」を問題にする。それを経験的には個人のみが存在するという論拠で方法論的個人主義を正当化するのは、——イデオロギー的な必要がかつてはあったのかも知れないが——少なくともヴェーバーにおいては成り立たないし、彼の「方法論的個人主義」のもつ射程と本質を隠してしまうことになる。

最後に「発生的手続き」、「発生的定義」は三段論法の意味での演繹ではないにも拘らず、単純な「行為」から「より複雑な現象」を構成することが、「演繹」さらには経験的説明と同一視される危険がある。発生的な手続きでえられた複合的な概念は——どんなに複雑なものであっても、そしてどんなに明証的なものであっても——経験的な性質を持たない⁽⁶⁹⁾。そうではなく、我々はこのようにして発生的に得られた複合的な概念で現実を測るのである。三角形や円の概念で我々は経験的な三角形や円を測定するように、我々は国家の概念で経験的な現実に存在するそれぞれの国家を測定し、資本主義の概念で経験的な現実に存在するそれぞれの資本主義を測定するのであり、個々の経験的な国家から帰納的一般化により国家の概念がつくられるのではないのである⁽⁷⁰⁾。

(66) Acham, K.: *Geschichte und Sozialtheorie*, Freiburg und München 1995, S.71.

(67) 「他の認識目的にとっては、例えば、一個人を「細胞」の結合や生物化学反応の複合と見ることも、一個人の「心理的」生活を諸要素——その性質はともかく——からなるものと見ることも、有益であるかもしれないし、必要であるかもしれない」(WuG, 6 (『根本概念』22頁).).

(68) 「自分の行動の意味的に理解できる方向づけという意味での行為は我々にとっては常に、一人のまたは多くの個々の人格の行動としてのみ存在する」(WuG, 6 (『根本概念』22頁).).

5. 目的論的概念構成としての理念型概念構成

ヴェーバーは発生的定義、即ち我々がここで見たように価値関係的概念構成を「目的論的概念構成」ないしは「目的論的依属」⁽⁷¹⁾とも書き換えている。しかし、「目的論的思惟」という概念のもとに極めて様々なことが理解される。まず第一に、「目的論的思惟」は「我々の「主観化的な感情移入作用」と「理解作用」の能力という一つの狭い範囲」⁽⁷²⁾をカバーする。第二に目的論的思惟は、「精神生活」あるいは人間の行為を取り扱おうとする学問と関わるのみならず、有機体を取り扱う全ての学問と関わる。⁽⁷³⁾しかし第三に、「目的」と「手段」の範疇——これらなしでは目的論的思惟自体があり得ないのだが——は因果性の範疇に基づいて思惟的に形成された法則論的知識を含んで

-
- (69) この発生的手続きと経験的説明を同一視する誤りには、例えば若きゴットルが陥っていた。それに対してヴェーバーは次のようにいう。「概念は因果的説明を含まないし、含むべきでもない」(WL, 117-8. Anm.2. (『ロッシャー』241頁))。そしてこの概念の非経験的な性質は様々な理念型の存立を可能にする。本誌のレフリーからの「理念型はその都度その都度研究者が任意に考えてもいいものと、ヴェーバーは考えているのか」という質問には、以下のように答えるしかない。この問いについても幾何学の比喩を用いるとうまく答えられる。研究者は様々な理念型を構築することができる。しかし、それはユークリッド幾何学も非ユークリッド幾何学もともに可能だというような意味においてであり、研究者がアドホックに考えていいというわけではない。というのは認識が価値がつくる一定の地平の中で成り立ち、その地平が理論の統一性を形成するのであるから、一の地平に属するある概念と、他の地平に属する別の概念を一緒に用いることはできないのである。つまりひとたび地平が張られたならば、研究者はその中でのみ作業をしなければならない。「専門化の時代における全ての文化科学的な研究は、それがひとたび特定の問題設定によりある特定の素材へと向けられ、その特定の方法的原理をつくってしまった後では、個々の事実の認識価値を常に最終の価値理念に即して意識してチェックすることなしに、それどころかこの価値理念にそもそもそれが係留していることすら意識することなく、この素材の加工を自己目的とみなすであろう。それはそれでよい。然し、いつかは色彩が変わり、反省されずに用いられていた観点の意義が不確かとなり、道は黄昏の中に失われる。大いなる文化問題の光がさらにのびている。そうすると学問は、その位置と概念装置を替え、思考の高みから生起の流れを見る準備をするのである」(WL, 214. (『客観性』160-61頁))。なお非ユークリッド幾何学の例はヴェーバーにおいては WL, 115-16 Anm.3. (『ロッシャー』238頁)に見られる。
- (70) 理念型と現実との比較については WL, 198-99, 202-203, 205, 329-30. (『客観性』130, 136, 138, 141頁, 『シュタムラー』40頁)等を見よ。
- (71) WL, 86, 228, 255, 341 (『ロッシャー』86頁, 『マイヤー』120, 159, 『シュタムラー』49頁)。「目的論的依属」については Windelband, W.: *Einleitung in die Philosophie*, 2. Aufl., Tübingen 1920, S.140-1. (速水・高桑・山本訳『哲学概論』第一部, 岩波文庫, 1936年, 160-61頁)も見よ。リッケルトもまた価値関係を目的論的と呼んでいる。Rickert (1921), S.212, 395, とりわけ S.259. ゲッパルトも理念型概念構成の目的論的性格には気づいている。Gephart, W.: *Handeln und Kultur*, Ffm 1998, S.86. Schelting (1934), S.238-9 Anm.2, S.239, S.247. も見よ。
- (72) WL, 85 (『ロッシャー』175頁)。
- (73) WL, 85 (『ロッシャー』175-76頁)。

⁽⁷⁴⁾いる。しかし、ヴェーバーが「目的論的概念構成」ということで理解しているものは、これらとは全くの別物である。というのは、「目的論的概念構成」ないしは「目的論的依属」において問題になるのは、「概念構成にとって本質的なものの価値への関係付けによる選択の原理」と「価値関係による素材の整序」だからである。⁽⁷⁵⁾もちろんその際には、「目的論的思惟」及び「目的論的概念構成」は「説明の範疇としての因果性を何らかの目的論で置き換えること」とはなんら関係はない。⁽⁷⁶⁾このように限定された意味であるが、ヴェーバーは価値関係に基づく理念型概念構成を目的論的と呼んでいるのである。⁽⁷⁷⁾個々の現象とメルクマールが意味ないしは価値理念への関数的関係を通じ意味連関へと取り込まれ一義的な意義を得るということについては既に見たので、「目的論的依属」にはここではこれ以上深入りしないことにする。

ここで我々の興味を引くのは、ヴェーバーにおける概念構成と行為範型の目的論的構造という同型性である。⁽⁷⁸⁾「志向性」という術語を用いて良いのならば、ヴェーバーにおいては概念構成も行為範型も志向的な構造をもっているということができる。⁽⁷⁹⁾

ヴェーバーが理解社会学の対象としての人間の(社会的)行為を目的論的に、即ち「目的」と

(74) WL, 85-6 (『ロッシャー』176頁)。

(75) WL, 86 (『ロッシャー』176頁)。ある別の箇所ではヴェーバーは「目的論的依属」を次のように説明している。「ここで問題なのは、歴史固有の因果性概念の取り扱い方ではなく、「歴史的に有意義」なのは、「評価された」文化の構成要素の一つから出発する遡及をその不可避な構成要素として受け入れなければならない「諸原因」のみである、ということが問題になっているのである」(WL.254-5 (『マイヤー』159頁))。

(76) WL, 86. u. Anm.2 (『ロッシャー』176頁, 177頁注14)。

(77) オウは理念型のこの目的論的性格を完全に見逃している。それは彼の用いた目的論的概念構成の例からも明らかである。「鼻は眼鏡のためにある」!! Oh (1998), S.93-4. auch S.93 Anm.2.これに対して、シェルティングは目的論的概念構成を個体化的概念構成 (individualisierende Begriffsbildung) と理解している。Schelting (1934), 224-25.

(78) この行為と概念構成の同型性にはリッケルトは少なくとも既に気がついてはいた。しかし、それを十全に展開したのはゴットルの功績である。またヴァイスはこの同型性を以下のように定式化している。「理念型的「概念」の現実への関係はこの点で次のように定式化しうる。理念型は、社会的に行為する人間がその現実をそこへともたらずことを目指す、あるいは少なくとも目指すことができる「概念」である」(Weiß (1992), S.69.)。「狭い意味での価値関係は以下のような手続きである。即ち、その手続きにおいて、潜在的に行為を規定する諸価値、意味志向等についてのこのような想定が概念構成及び理論構成を導くのである」(Weiß, S.36-7.)。ヘンリッヒは次のようにいう。「価値関係はむしろ、それが表面に現れておらず、意識されていなかったにしても、歴史的人間そのものの特性なのである」「有意味に首尾一貫した理念型は全て、ある人格の可能な意味志向の構想なのである」(Henrich (1952), S.101.101頁以下も見よ)。行為と概念構成の平行性はシェルティングも指摘している。例えば、Schelting (1934), S.206.更に、行為(生産)としての認識という考えは、カント哲学及び新カント派とのからみで Wagner, G. u. Zipprians, H.: Max Weber und die neukantianische Epistemologie, in: *Materialien zur Neukantianismuskussion*, hrsg.v. H.-L. Ollig, Darmstadt 1987.に見られる。

「手段」という範疇によって構造化されたものとして把握したことは、既に周知のことである。一義的に規定されたある目的が与えられたならば、「手段の選択」は一定の経験的規則ないしは一定の法則論的知識の妥当する地平の内部では一義的に決まる。⁽⁸⁰⁾「経験的な現実における、この意味において「目的を意識した」行為の重大な事実的意義の結果」、即ち、「目的」の範疇は（とりわけ行為者にとって）形式化原理として、一定の経験的規則の妥当性の内部で、経験的現実の混沌を、「……のために (um...zu)」という関係に基づいて思惟的に形成された一つの世界へと転換するの⁽⁸¹⁾で、目的論的合理化は理念型的概念構成の手段として役立つのである。⁽⁸²⁾言い換えれば行為者はその目的を措定することによって、一つの高平を展開するのである。構成された理念型は歴史的な因果連関の分析にとり、発見的価値を持ち、経済学の理論、とりわけ限界効用学説がそれを行っているように、現実の行為の解釈図式として役に立つ⁽⁸³⁾。もちろんこれは理念型構成のほんの一例であるが、そこでは「与えられた目的」にとっての「手段」が本質的なものとみなされるのである。

概念構成はヴェーバーにおいては同時に認識として理解されるので、行為と概念構成の目的論的同型性は行為を認識として捉えることを可能にする。行為が手段を適用することにより一つの目的に達することとして理解される一方で、⁽⁸⁴⁾経験的規則ないしは法則論的知識が因果性の範疇に基づいて形作る地平は一義的なないしは意味適合的な目的－手段の関係を保証する。ヴェーバーに従えば、経験的規則が当てにできるという信念がなければ、意図した成果への目的の考量という意味での行

(79) これについては Winckelmann, J.: Einführung und Zusammenfassung, S.10, in: Girndt, H.: *Das soziale Handeln als Grundkategorie erfahrungswissenschaftlicher Soziologie*, Tübingen 1967. Girndt (1967), S.29f.も見よ。志向性 (Intentionalität) に基づいた認識論から行為論への移行は、例えば, Prauss, G.: *Einführung in die Erkenntnistheorie*, 3. Aufl., Darmstadt 1993, S.127ff. 志向対象としての価値という理解は、例えば WL, 123 (『ロッシヤー』252頁) に見られる。Henrich (1952), S.47. も参照せよ。なお、ヴェーバーは論理学及び方法論の規則を「世界における我々の方向づけ (オリエンティールング) の一般的基础」とも呼んでいる (WL, 598-99 (『職学』43頁))。

(80) この点でヴェーバーに影響を与えたメンガーは「厳密に決定されている (streng determiniert)」といている。Menger (1883, 1969), S.45, 264-6 (邦訳53, 244-46頁) .を見よ。

(81) WL, 104-5, 123, 130 (『ロッシヤー』212-3, 252, 262-63頁) .

(82) WL, 129-30 (『ロッシヤー』262頁) .「合理化」とはここでは単に、概念にもたらすことをいう。Rickert (1921), S.172. も見よ。

(83) WL, 130-1 (『ロッシヤー』263-65頁) .

(84) この法則論的知識 (nomologisches Wissen) という概念はクリースに由来するものであり、その反対概念は存在論的知識 (ontologisches Wissen) である。Kries, J.v.: *Die Prinzipien der Wahrscheinlichkeitsrechnung*, Leipzig 1886. WL, 276-7 (『マイヤー』192頁) . なお Husserl, E.: *Logische Untersuchungen*, 1. Bd., Hamburg 1992, S.236 (立松弘孝訳『論理学研究』1, みすず書房, 1968年, 258頁) . も見よ。ヴェーバーが因果帰属及び概念構成における法則論的知識の重要性を強調したとはいえ、この法則論的知識をヴィンデルバント・リッケルトに由来する法則科学と現実科学、一般化的概念構成と個性化的概念構成という対立における前者と同一視し、ヴェーバーは理念型論によって社会科学における一般概念・一般理論の使用とその重要性を主張したのだと理解したら、それは誤りであろう。

為自体があり得ない。⁽⁸⁵⁾ところで、経験的規則、即ち法則論的知識は、「一定の慣れ親しまれた経験的規則について、とりわけ人間が与えられた状況で如何に反応するかについての知識」であり、⁽⁸⁶⁾「自分自身の生活実践と他者の振る舞いの知識から得られた我々の法則論的な経験的知識であり」、⁽⁸⁷⁾従って、日常生活に由来するものなのである。⁽⁸⁸⁾法則論的知識には、従って以下のような知識も含まれている。知人と会ったときに帽子を取って挨拶しなければ無礼とみなされるとか、学生組合の学生は無礼に対して特定の仕方では報復するとか、⁽⁸⁹⁾という知識である。自然科学の意味での何らかの「法則」に還元されている必要はない。⁽⁹⁰⁾従って、行為者に行為の方向づけを与え、因果性の範疇を含むと同時に、もし x ならば、 y という結果になるという定式化ができるあらゆる種類の知識⁽⁹²⁾を、法則論的知識は意味するのである。世界は因果性の範疇を使用して構成されているので、措定された目的を追求する行為者にとっては、指示関係の規則の束として現れる。世界においてのみ身につけることができ、世界を行為者に開示する日常知は因果性、目的と手段といった範疇をもちろん前提にするし、それに従って形成化されている。⁽⁹³⁾この世界—地平を形成することが法則論的知識に帰せられる機能の一つである。一定の時点では、即ち、日常世界の一定の地平の内部では、目的と手段の指示関係は一義的に規定される。言い換えれば、その指示関係は「明証性」をもつ。というのは、日常世界の地平自体が——暗黙にしろ明示的にしろ——一定の経験的規則の妥当性の承認により生じており、何かを承認するとは、何かの一つの形式を、即ち価値を賦与することを意味するからである。⁽⁹⁴⁾承認された規則は、その公理論的な性格により明証性をもつ。そして更に、規則に基づいた推論と公理から出発して客観的可能性を適用して展開される思惟形象も複雑な数学の定理や計算がそうであるように明証性をもつ。なぜならば、それらは承認された価値ないしは意味に最終的には基づいているからである。ヴェーバーが「文化」と呼んだ価値と規則に基づいて構成された地平なくしては、行為そのものがあり得ない。⁽⁹⁵⁾文化科学的な概念構成は行為と共通の構造をもっている。一つの意味ないしは価値理念に定位し、規則を適用して、「意味の教義学」が展開される。つまり、

(85) WL, 73, 128, 340 (『ロッシェン』 150, 260頁, 『シュタムラー』 48頁). Vgl. Weiß (1992), S.42.

(86) WL, 276-7 (『マイヤー』 192頁).

(87) WL, 277 (『マイヤー』 193頁).

(88) WL, 356 (『シュタムラー』 61頁).

(89) WL, 331 (『シュタムラー』 41頁).

(90) WL, 323 (『シュタムラー』 34頁).

(91) この点についてはヴェーバーは明確に「狭い精密自然科学の意味で「法則的な」連関」が問題になるのではないと述べている。WL, 179 (『客観性』 90頁).

(92) WL, 327 (『シュタムラー』 38頁). も見よ。「私が x をすれば、経験的規則によれば、 y という結果になる」。

(93) ヴェーバーにおいては可能性の範疇は重要な形成化の範疇 (formende Kategorie) の一つである。WL, 269-70 Anm.3 (『マイヤー』 222頁注34).

(94) WL, 104-5 (『ロッシェン』 212-3頁). Weiß (1992), S.42. を参照。

規則と意味ないし価値が認識の地平をともに形作る。

行為としての認識という論点を補強するために、ヴェーバーにおける「客観的可能性判断」の役割についてここで一瞥しよう。『学問論集』においては以下の三つの判断が登場する。存在判断 Existenzurteil, 必然性判断 Notwendigkeitsurteil, そして最後に客観的可能性判断 objektives Möglichkeitsurteil である。ヴェーバーは体系的な判断論を書き残してはいないし、それぞれの判断の関係にも言及していないけれども、客観的可能性判断が、理念型の構成においても、適合的因果付け adäquate Verursachung ないしは因果帰属問題 kausale Zurechnungsfrage においても重要な役割を果たしていることはよく知られている⁽⁹⁶⁾。ヴェーバーは例えば以下のようにいう。「そのような概念 [=理念型] は、そこにおいて我々が客観的可能性の範疇を用いて諸連関を構成し、我々の現実に定位して訓練された想像力が適合的であると判断するところの形象である⁽⁹⁷⁾」。

しかし同時に客観的可能性判断は行為にとっての必要条件の一つである。ヴェーバーによれば、「目的をもって行為できる」ということは、「様々な可能と考えられた行為（あるいは不作為）のそれぞれを実行した場合に生じる将来の経過の様々な「可能性」の考量に基づいて行為できる」ということを意味する⁽⁹⁸⁾。ヴェーバーは行為一般を目的行為の範型に基づいて把握している。いいかえれば、ヴェーバーによれば行為は、一義的に規定され意欲された目的にとっての適切性に従ったこととなる手段の選択に基づいているし、更に行為の意欲された成果と意欲されなかった副次的結果の間の選択に基づいている。そしてそのような考量に基づいて一つの目的は他の目的で置き換えられる。単純に言えば、行為においては一つの可能世界が他の可能世界と比べられるのである⁽⁹⁹⁾。客観的可能性判断とは、行為においては多かれ少なかれ——場合によっては無意識に——表象されている可能世界を構成するのに用いられる判断なのである。「客観的」とはここでは「経験的 empirisch」ということを意味しない。いいかえれば、それは、認識ないしは行為主体とは独立に存在している何らかの基体（実体）Substanz と関係づけられている必要はなく、そうではなくて、客観的可能性判断とは日常世界で身につけられ、規律化された想像力に従った判断のことなのである⁽¹⁰⁰⁾。『学問論

(95) ヴェーバーは「文化」の概念を次のように定義している。「文化の概念は一つの価値概念である。経験的現実には、我々がそれを価値理念と関係させるので、そしてその限り、我々にとって「文化」なのであり、それは現実の、その関係付けによって我々にとって有意義になる構成要素を含む。そしてこれだけを含む」（WL, 175（『客観性』83頁）。）。WL, 180, 262（『客観性』92頁、『マイヤー』172頁）。も見よ。ヴェーバーの「文化」の概念については Scaff, L.A.: Max Webers Begriff der Kultur, in: Wagner und Zipprian (1994). を見よ。

(96) 理念型の形成については WL, 115, 117 Anm.2, 125 Anm.1, 130, 179, 194（『ロッシヤー』234, 241, 257, 264頁、『客観性』90, 119-20頁）。因果付けについては WL, 266-290（『マイヤー』177-212頁）。

(97) WL, 194（『客観性』90頁）。

(98) WL, 129（『ロッシヤー』262頁）。

(99) WL, 128, 149-51, 510-11, 526ff（『ロッシヤー』260頁,（『客観性』30-35頁,『価値自由』46-47頁, 78頁以下）。WuG, 13（『根本概念』41頁）。

集』194ページの引用の後半においては以下のようにある。「我々の現実に定位して訓練された想像力が適合的であると判断するところのもの」。192ページにおいては、「我々の想像力に十分に動機づけられたものとして、そして従って「客観的に可能」なものとして、我々の法則論的知識には適合的なものとして現れる諸連関の構成が問題である」。

ヴェーバーは、癩癩をおこして子供にびんたを食らわせ、後になって子供の父親に対し以下のように弁明を試みる若い母親を用いて、例を示している。「もし彼女が、あの瞬間、料理人との口論で興奮していなかったら、あのような教育手段は全く用いなかったか、用いたとしても、「あのように」用いなかったであろう」と弁明し、父親にそれを認めさせようとして、「あなただって、私がいつもは違うってことを知っているでしょう」と主張する、例である。この母親は論理的には、歴史家のやり方で、一つの「因果帰属」を用いているのであり、そのために「客観的可能性判断」を下しているのである。この例は更に、客観的可能性判断が日常における行為と日常世界と緊密な関係にあり、そこにおいて下され、訓練されることをも示している⁽¹⁰¹⁾。客観的可能性判断と法則論的知識に基づき、またその力によっていつも既に構成され、またこれから構成されるところの思惟形象は歴史的（日常）世界の本質的な構成要素をなし、それぬきでは、歴史家の叙述は単なる歴史小説となり、学問的立証とはいえない⁽¹⁰³⁾。

6. 結語

最後にこれまでの叙述を以下のようにまとめよう。

1. ヴェーバーが現実科学のために必要とし、要請した概念は鋭い一義的な概念であった。伝統的な論理学の規則に従って構成された類概念はこの条件を満たすことはできない。なぜならば、伝統的な意味での抽象は個別現象の共通の契機を抽出することを意味し、抽象を反復することによって、ますます少ない規定と無定型な形姿をもった概念がつくられるからである。

2. 以下の二つの対立軸がヴェーバーの理念型論にははっきりと見て取れる。a) 「real」と

(100) 同じ意味で「客観的」という言葉が使われているのは、「チャンスの客観的存立 (das objektive Bestehen der Chancen)」という場合である。WL, 441 (『カテゴリー』44頁)。ヴェーバーの科学論における想像力の役割については Freund, J.: Die Rolle der Phantasie in Webers Wissenschaftslehre. Bemerkungen zu seiner Theorie der objektiven Möglichkeit und der adäquaten Verursachung, in: Wagner u. Zipprrian (1994). を見よ。Schelting (1934), S.257ff. も見よ。

(101) WL, 279-80 (『マイヤー』197-99頁)。

(102) ヴェーバーはこれを「しっかりとした骨組み」という。

(103) WL, 278-9 (『マイヤー』195-96頁)。

「ideal」の対立と、b)「類的に抽象的 gattungsmäßig abstrakt」と「類型的に抽象的 typisch abstrakt」の対立である。いずれにおいても理念型は類概念と対照をなしている。というのは、a) 個別現象から共通の要素を抽出することによって形成された類概念は常にレアルなものにとどまり、如何に抽象的であっても、理念型のようなユートピアの性格を帯びない。なぜならば、その要素はレアルなものに由来するからである。b) 伝統的な論理学の意味での類概念における普遍的なものと個体的なものとの関係が結局普遍的なものによる個体的なものへの包摂で終わり、個体的なものは単に類例的な意味しかもち得ないのに対し、類型概念の意味における概念構成の照準点としての意味ないし価値という普遍的なものは個別現象を概念的に個体的なものとして形成し、それらをそれぞれ媒介し意味の連関への結びつける。ここでは個体的なものは普遍的なものに包摂されるのではなく、普遍的なものによって形成されるのである。

3. 上記2-b)に関連するのみならず、1であげた一義性の条件からも、理念型はただ発生的にのみ定義可能である。それ自身矛盾を含まないメルクマールの複合体を陳述するのみでは一義的な定義には十分ではない。⁽¹⁰⁴⁾なぜなら、等しい内包と異なる外延を持つ概念が可能だからである。発生的とはここでは、個別現象を互いにまた、照準点としての意味ないし価値理念へと関係付け、その意味ないし価値理念へと向けられた意味連関、即ち意味の地平へと取り込むことである。この地平は認識や広くは行為を可能とする地平である。その際に、その発生的連関は常にもっとも単純で原初的な概念から出発して、より複合的な概念へと我々の思惟の規範（または行為の規範）に従って演繹的かつ総合的に展開される。⁽¹⁰⁵⁾この発生的連関においては個々の概念は他の全ての概念と「目的論的依属の関係」ないしは厳密に相関的な関係に立つことになる。それによってそれぞれがそれぞれを規定するのである。同時に発生的定義は対象の存在可能性を示す。

社会的行為、社会関係、合法的支配、団体その他ヴェーバーの一見したところ一般概念に思われる諸概念は、価値関係によってつくられ、妥当する、発生的概念の連関の地平の内部においては個体概念なのである。理念型的概念構成において普遍者の地位をもつのは、照準点となる価値理念（ないしは意味）とそれによって展開される地平のみであり、この価値の地平に対しては、一見したところ一般概念に見える諸概念も個体的なものへの地位をもつにすぎない。つまり地平の中における混同不可能性、代替不可能性、反復不可能性、手短に言えばその一回性という意味でそれらは個体概念である。⁽¹⁰⁶⁾それはビスマルク、⁽¹⁰⁷⁾マルクスの『資本論』、シュタイン夫人へのゲーテの手紙等が歴

(104) Cassirer (1957, 1994), S.81-82 (邦訳91頁)。

(105) この展開のことをフッサールは「充実化 Erfüllung」と呼んでいる。Husserl (1992), 2. Bd., S. 627 (邦訳117頁)。

(106) この混同不可能性、代替不可能性、反復不可能性は価値に関係づけられていることに基づいている。Rickert (1921), S.420。

史的連関において個体概念であるのと変わりはない。理念型の論理学においては概念は全てこの意味で「個体概念」であるというこの事態から、ヴェーバーに対して再三再四繰り返される批判，即ち、ヴェーバーは一般概念と個体概念を理念型という名においてごっちゃにしまったという批判はその効力を失うし、そのことはむしろ、シェルティングのような、ヴェーバーにおける一般概念と個体概念の「混乱した」関係を問題にする批判家達が、ヴェーバーとは全く異なる論理学的前提に基づいていることを示すのである。⁽¹⁰⁸⁾

4. ヴェーバーは価値関係的概念構成と発生的定義を目的論的概念構成とも呼んでいる。ヴェーバーにおいては、概念構成も行為範型も目的論的ないしは志向的構造をもっている。この同型性は我々に認識を行為として捉える端緒を与えてくれる。客観的可能性判断と法則論的知識によって構成される理念型は、行為者が行為において互いに比較し、秤量する思惟形象である。それは可能世界と言い換えてもいいかも知れない。理念型は従って、事実性 Faktizität に対して、即ち「かくあり他とならなかつたこと」に対して、行為者（及び研究者）が——意識的にしろ無意識的にしろ——⁽¹⁰⁹⁾ 定位している可能世界を意味するのである。

(経済学研究科博士課程・カッセル大学社会科学部博士課程)

参 考 文 献

ヴェーバーの著作

Weber, M.: *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 3. Aufl. hrsg. von J. Winckelmann, Tübingen 1968 (松井秀親訳『ロッシヤーとクニース』未来社, 1988年; 富永祐治・立野保男訳・折原浩補訳『社会科学のとは社会政策に関わる認識の「客観性」』岩波文庫, 1998年; 森岡弘通訳「文化科学の論理学の領域における批判的研究」『歴史は科学か』みすず書房, 1965年; 「R・シュタムラーにおける唯物史観の「克服」」『ヴェーバー 宗教・社会論集』世界の大思想 II-7, 河出書房, 1968年; 海老原明夫・中野敏男訳『理解社会学のカテゴリー』未来社, 1990年; 尾高邦雄訳『職業としての学問』岩波文庫, 1936年).

Ders.: *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl. hrsg. von J. Winckelmann, Tübingen 1972 (清水幾太郎訳『社会学の根本概念』岩波文庫, 1972年).

Ders.: *Die Protestantische Ethik und der «Geist» des Kapitalismus*, herausgegeben v. K. Lichtblau u. J. Weiß, 2. Aufl., Frankfurt 1996 (梶山力訳・安藤英治編『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の「精神」』未来社, 1994年).

(107) WL, 6. Anm.6 (『ロッシヤー』17頁注8).

(108) Schelting (1922), S.701ff. (邦訳149頁以下), ders. (1934), S.73. これに対しては例えば Cassirer (1994), S.69ff (邦訳93頁以下). を見よ.

(109) 可能世界意味論と志向性の関係についてはとりあえず, Hintikka, J.: Die Intention der Intentionalität, in: *Neue Hefte für Philosophie*, 8. 1975 (村田純一訳「志向性と内包性」新田義弘・村田純一編『現象学の展望』国文社, 1986年所収). を参照.

その他の文献

- Acham, K. : *Geschichte und Sozialtheorie*, Freiburg und München 1995.
- Burger, Th. : *Max Weber's Theory of Concept Formation*, expanded edition, Durham 1987.
- Cassirer, E. : *Substanzbegriff und Funktionsbegriff*, Berlin 1910, Darmstadt 1994 (山本義隆訳『実体概念と関数概念』みすず書房, 1979年).
- Ders. : *Das Erkenntnisproblem in der Philosophie und Wissenschaft der neueren Zeit*, 2. Bd., 1922, Darmstadt 1994.
- Ders. : *Das Erkenntnisproblem in der Philosophie und Wissenschaft der neueren Zeit*, 4. Bd., 1957, Darmstadt, 1994 (山本・村岡訳『認識問題』4, みすず書房, 1996年).
- Ders. : *Leibniz' System*, Marburg 1902.
- Ders. : *Philosophie der symbolischen Formen*, erster Teil : die Sprache, Darmstadt, 1953, 1994 (生松敬三・木田元訳『シンボル形式の哲学』1, 岩波文庫, 1989年).
- Ders. : *Philosophie der symbolischen Formen*. Dritter Teil Phänomenologie der Erkenntnis, 1954, Darmstadt 1994 (木田元訳『シンボル形式の哲学』四, 岩波文庫, 1997年).
- Ders. : *Zur Logik der Kulturwissenschaften*, Darmstadt 1994 (中村正雄訳『人文科学の論理』創文社).
- Freund, J. : Die Rolle der Phantasie in Webers Wissenschaftslehre. Bemerkungen zu seiner Theorie der objektiven Möglichkeit und der adäquaten Verursachung, in : Wagner u. Zipprian (1994).
- Gephardt, W. : *Handeln und Kultur*, Ffm 1998.
- Girndt, H. : *Das soziale Handeln als Grundkategorie erfahrungswissenschaftlicher Soziologie*, Tübingen 1967.
- Gottl-Ottlilienfeld, Fr. v. : *Wirtschaft als Leben*, Jena 1925.
- Hennis, W. : *Max Webers Fragestellung. Studien zur Biographie des Werks*, Tübingen 1987 (雀部幸隆他訳『マックス・ヴェーバーの問題設定』恒星社厚生閣, 1991年).
- Henrich, D. : *Die Einheit der Wissenschaftslehre Max Webers*, Tübingen 1952.
- Hintikka, J. : Die Intention der Intentionalität, in : *Neue Heft für Philosophie*, 8. 1975 (村田純一訳「志向性と内包性」新田義弘・村田純一編『現象学の展望』国文社, 1986年所収).
- Husserl, E. : *Logische Untersuchungen*, 1. Bd., Hamburg 1992 (立松弘孝訳『論理学研究』1, みすず書房, 1968年).
- Ders. : *Logische Untersuchungen*, 2. Bd., Hamburg 1992 (立松弘孝・松井良和・赤松宏訳『論理学研究』2, みすず書房, 1970年; 立松弘孝訳『論理学研究』4, みすず書房, 1976年).
- Kant, I. : *Kritik der Urteilskraft*, Sonderausgabe, Darmstadt 1983 (篠田英雄訳『判断力批判』下, 岩波文庫, 1964年).
- Kries, J.v. : *Die Prinzipien der Wahrscheinlichkeitsrechnung*, Leipzig 1886.
- Kruse, V. : »Geschichts- und Sozialphilosophie« oder »Wirklichkeitswissenschaft«?, Ffm, 1999.
- Lask, E. : *Fichtes Idealismus und die Geschichte*, Tübingen/Leipzig 1902.
- Oh, I.-J. : *Das Kausalproblem bei Max Weber und in der neueren Wissenschaftstheorie*, Ffm/Berlin/Bern/New York/Paris/Wien 1998.
- Menger, C. : Untersuchungen über die Methode der Socialwissenschaften, und der Politischen Oekonomie insbesondere, Leipzig 1883, in : ders., *Gesammelte Werke*, Bd. 2., 2. Aufl. Tübingen 1969 (福井孝治・吉田昇三訳・吉田昇三改訳『経済学の方法』日本経済評論社, 1986年).
- Popper, K. R. : Die Logik der Sozialwissenschaften, in : *Der Positivismusstreit in der deutschen Soziologie*, hrsg. v. Adorno u.a. 3. Auflage, Neuwied und Berlin 1971. (城塚他訳『社会科学の論理』河出書房新社, 1992年)
- Rickert, H. : *Die Grenzen der naturwissenschaftlichen Begriffsbildung*, 3. u. 4. Auflage, Tübingen 1921.
- Ders. : Les quatre modes de l'Universel en histoire, 1901, in : ders. : *Die Grenzen der naturwissen-*

- schaftlichen Begriffsbildung*, 5. Aufl., Tübingen 1929.
- Scaff, L.A.: Max Webers Begriff der Kultur, in: Wagner und Zipprian (1994).
- Schelting, A.v.: Die logische Theorie der historischen Kulturwissenschaft von Max Weber und im besonderen sein Begriff des Idealtypus, in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd. 49, 1922 (石坂巖訳『ウェーバー社会科学の方法論』れんが書房新社, 1977年).
- Ders.: *Max Webers Wissenschaftslehre*, Tübingen 1934.
- Schmid, M.: Idealisierung und Idealtyp. Zur Logik der Typenbildung bei Max Weber, in: Wagner und Zipprian (1994).
- Schmoller, G.: Zur Methodologie der Staats- und Sozialwissenschaften, in: *Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, N.F. Jg.7, 1883 (吉田昇三訳「国家科学・社会科学の方法論のために」(抄訳)。メンガー『経済学の方法』日本経済評論社, 1986年所収)。
- Schnädelbach, H.: *Philosophie in Deutschland. 1831-1933*, Frankfurt 1983.
- Sigwart, Ch.: *Logik*, 2 Bde., vierte, durchgesehene Aufl., Tübingen 1911.
- Tenbruck, F. H., Die Genesis der Methodologie Max Webers, in: *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, 11. Jahrgang, 1959. (住谷・山田訳『マックス・ヴェーバー方法論の生成』未来社, 1985年)
- Ders.: Das Werk Max Webers: Methodologie und Sozialwissenschaften, in: *Kölnerzeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, Jg. 38/1. Heft, 1986 (住谷一彦・小林純・山田正範訳『マックス・ヴェーバーの業績』未来社, 1997年)。
- Wagner, G. und H. Zipprian, Hrsg., *Max Webers Wissenschaftslehre*, Ffm 1994.
- Wagner, G. u. Zipprians, H.: Max Weber und die neukantianische Epistemologie, in: *Materialien zur Neukantianismuskussion*, hrsg. v. H.-L. Ollig, Darmstadt 1987.
- Waismann, Fr.: *Einführung in das mathematische Denken*, Wien 1947, Darmstadt 1996.
- Weber, A.: *Abschied von der bisherigen Geschichte. Überwindung des Nihilismus?*, Hamburg 1946.
- Weiß, J.: *Max Webers Grundlegung der Soziologie*, München/London/New York/Paris 1975, 1992.
- Winckelmann, J.: *Legitimität und Legalität*, Tübingen 1952.
- Ders.: Einführung und Zusammenfassung, in: Girndt (1967).
- Windelband, W.: *Einleitung in die Philosophie*, 2. Aufl., Tübingen 1920 (速水・高桑・山本訳『哲学概論』第一部, 岩波文庫, 1936年)。

折原浩「解説」『客観性』

- 鈴木俊章「マックス・ヴェーバー理念型論における個と普遍の問題」『社会思想史研究』第22号, 1998年。
- 向井守『マックス・ヴェーバーの科学論』ミネルヴァ書房, 1997年。
- 森川剛光「社会科学方法論における初期ゴットルとマックス・ヴェーバー」『三田学会雑誌』90巻4号, 1998年。

辞典類

- Enzyklopedie Philosophie und Wissenschaftstheorie*, Bd.1., hrsg. v. J. Mittelstraß, Mannheim/Wien/Zürich 1980.
- Philosophisches Wörterbuch*, hrsg. v. W. Brugger, 14. Aufl. Freiburg 1998.
- Philosophielexikon*, hrsg. v. A. Hügli u. P. Lübcke, vollständig überarbeitete u. erweiterte Neuauflage, Hamburg 1997.